

議案第158号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市清水消防署の項中「静岡市湾岸消防署」を「静岡市港北消防署」に改め、同表静岡市湾岸消防署の項中「静岡市湾岸消防署」を「静岡市港北消防署」に、「静岡市清水区横砂408番地の13」を「静岡市清水区庵原町592番地の8」に改める。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。